

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成27年3月5日（木曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（30名）

1 番 早川 英雄 君	2 番 早川 誠一 君	3 番 佐藤 久雄 君
6 番 佐藤 善一 君	7 番 清水 宗夫 君	9 番 石木 治男 君
10 番 後藤 利彦 君	11 番 大澤 慶一 君	12 番 八木 豊明 君
13 番 杉山 徳成 君	14 番 村井 由和 君	15 番 山田 晴重 君
17 番 安田 孝義 君	18 番 篠田 泰道 君	19 番 横井 文雄 君
20 番 中島 利彦 君	21 番 増井 賢一 君	22 番 加藤政比古 君
23 番 土屋 尊史 君	25 番 野村 茂 君	26 番 長屋 芳成 君
27 番 日置 香 君	28 番 藤川 勝 君	29 番 相宮 千秋 君
30 番 永井 博光 君	31 番 岡田 忠敏 君	32 番 伊佐地鐵夫 君
33 番 川村 信子 君	34 番 漆畑 和子 君	35 番 岩田 幸子 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君
洞戸事務所 係長	古田 考幸 君	板取事務所 係長	長屋 守世 君
武芸川事務所 主査	松井 信弘 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 係長	森 太桂弘 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君） 今年は一統地方選挙の年でもありましてこれから忙しくなってくるような気配もあります。農業委員会組織の見直しやTTP交渉も大詰めに入ってきています。関市農業委員会も今後の動向に注目していきたいと思います。

○事務局課長補佐（長尾成広君） ありがとうございました。それでは、事務局長からご挨拶を申し上げます。

○事務局長（玉田和久君） 去年は国の農政改革がスタートして一年目だったわけですが、いきなり米の値段が大幅に下がったということで稲作農家の方も大変苦勞されていると思われます。国の方では稲作農業体質強化緊急対策というものが立ち上がりまして、関市において募集をかけましたところ37名の方が事業に取り組まれまして560万円の補助金を受け取ることになりました。少しでも稲作経営の安定につながればよいと考えております。今後、農地の中間管理事業も本格的に始動されますが関市の農業の発展のために各種事業に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤善一君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は4番早川清治委員、8番兼村正美委員、16番亀山浩委員、24番神山博和委員、36番後藤信一委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

17番安田孝義委員、18番篠田泰道委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、東本郷地内、東本郷公民センターの北西190mほどなどに位置する農振農用地である田1筆、3000㎡です。

使用借人は、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

2月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、旧国道248号肥田瀬島交差点の南南東60mほどなどに位置する田、35㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3 番の案件は位置図が 3 ページになります。

所有権移転で申請地は、西田原地内、めぐみの農協田原支店の北北西 5 1 0 m などに位置する農振農用地である田、2 1 7 0 m²です。

譲受人は、申請地を譲り受け、4 番の案件と交換することにより、農業経営の拡大及び効率化を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2 月 1 3 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4 番の案件は位置図が 4 ページになります。

所有権移転で申請地は、西田原地内、めぐみの農協田原支店の西 3 4 0 m などに位置する農振農用地である田、1 2 9 7 m²です。

譲受人は、申請地を譲り受け、3 番の案件と交換することにより、農業経営の拡大及び効率化を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2 月 1 3 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

5 番の案件は位置図が 5 ページになります。

所有権移転で申請地は、神野地内、関金山線神野交差点の北東 3 3 0 m ほどに位置する農振農用地である田、9 3 6 m²です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており農業経営が困難なため、譲渡人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2 月 1 3 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

最後に 6 番の案件は位置図が 6 ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知中学校の北西 5 3 0 m ほどに位置する田、3 1 0 m²、及び畑、4 5 7 m²です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており農業経営が困難なため、譲渡人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2 月 1 3 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの 5 件、使用貸借権の設定に関するもの 1 件、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 2 番（早川誠一君） 1 番、2 番について異議ありません。

○ 3 番（佐藤久雄君） 3 番、4 番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） 5 番について異議ありません。

○ 1 2 番（八木豊明君） 6 番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 1 号の 6 件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたしま

す。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は3ページになります。

1番の案件は位置図が7ページになります。

申請地は、西田原地内、田原小学校の南東220mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、629㎡です。

申請人は、申請地の北側等で共同住宅の経営をしており、入居者の駐車場が手狭なため、駐車場を整備したいというものです。

2月13日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が8ページになります。

申請地は、小屋名地内、百年公園テニスコートの東230mほどに位置する田、675㎡です。

申請人は、申請地が用排水施設の便が悪く、沼田状態であり田として利用しにくくなったため、申請地を一時転用により畑とし、嵩上げをしたいというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

2月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性がありますが、すでに嵩上げがしてあったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地と判断します。

以上2件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○3番（佐藤久雄君） 1番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君） 2番について担当委員より異議なしと伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君） 一時転用の畑地転換は永久転用ではなく期間限定で変えるということですか

○事務局課長補佐（長尾成広君） 永久です

○事務局長（玉田和久君） 4カ月以内に工事して嵩上げするという意味の一時転用で、畑として利用するのは永久です

○28番（藤川勝君） 田から畑にする場合は転換届を提出しなくてもいいのでしょうか

○事務局課長補佐（長尾成広君） 現在は提出していただいております。

○23番（土屋尊史君） 地目は畑に変えられるわけですね。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 地目変更は本人が法務局で手続きしないと変更されませんので、田のままの場合もあります。

○23番（土屋尊史君） 本人へはきちんと手続きするよう指導した方がよいのではないのでしょうか

○事務局課長補佐（長尾成広君） もちろんそのように手続きするのが本来ですので、依頼させていただきます。

○23番（土屋尊史君）ずっと畑として利用するのであれば一時転用ではないのではないかと

○事務局係長（古田考幸君）耕土を30cm以上盛る場合は農地改良届が必要になります。また残土を盛る場合は高さに関係なく一時転用が必要となります。

○事務局長（玉田和久君）畑地転換する際に、一時的にでも耕作できない状況が生まれることから一時転用が必要となるわけです。

○議長（佐藤善一君）他に質疑のある方はございますか

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は4ページからになります。

1番の案件は位置図が9ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は肥田瀬地内、関中央病院の南東90mほどに位置する農振農用地である田、1089㎡です。

賃借人は、土木建設会社であり、申請地を借り受け、北隣で建設される特別養護老人ホームの建設資材置場及び駐車場として利用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

12月3日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

賃貸借の期間は、平成28年3月31日までとしています。

2番の案件は位置図が10ページになります。

所有権移転で申請地は、西田原地内、めぐみの農協田原支店の北東120mほどに位置する畑、554㎡のうち446.36㎡です。

譲受人は、関市の田原地区に実家があり現在市外の官舎に居住しているが、今回申請地を親戚である譲渡人より譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により譲り受けたが、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

2月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が11ページになります。4条2番の申請案件の南隣になります。

使用貸借権の設定で申請地は西田原地内、田原小学校の南東260mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、932㎡です。

使用借人は、申請地の北側等で共同住宅の経営をしており、入居者の駐車場が手狭なため、使用

貸人である母より申請地を借り受け、駐車場を整備したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じて貸し付けるというものです。

2月13日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日より30年間としています。

4番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で申請地は、巾3丁目地内、巾公民センターの西370mほどに位置する畑96㎡のうち82.74㎡です。

譲受人は、申請地の西側に居住しており、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

2月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が13ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、倉知地内、倉知小学校の南西330mほどに位置する田、461㎡です。

使用借人は、使用貸人である父より申請地を借り受け、太陽光発電設備用地として整備したいというもの。使用貸人は、使用借人である娘の申し出に応じて貸し付けるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

2月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、先月審議していただいた4条のこの同じ場所での太陽光の転用申請については、経産省へ提出された申請者は、使用借人である娘の正枝であり、先月の申請は、使用貸人である父孫蔵の4条自己転用申請であり、経産省の申請者と転用申請者が違ったため、取り下げ申請がなされ、今回の申請に至っています。

6番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知中学校の北東450mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、1138㎡です。

譲受人は、現在居住している住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

2月13日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が15ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、今宮公民センターの北東300mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、767㎡のうち380.18㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、その住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により譲り受けたが、関西地方に居住していて農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

2月13日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は広見地内、広見野々宮神社の南西250mほどに位置する田9筆、2243.22㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、関連会社に駐車場として貸し付けるため、整備したいというもの。譲渡人は、農業経営を縮小するため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

2月13日に現地確認をしたところ田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が17ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は小屋名地内、赤土坂公民センターの北西280mほどに位置する登記地目が田、現況地目が田一部雑種地、683㎡のうち445.65㎡です。

使用借人は、妻の実家にその両親と居住しており、使用借人である妻の祖母より申請地を借り受け自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、妻の祖母であり、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

2月13日に現地確認をしたところ田一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は小屋名地内、百年公園テニスコートの東220mほどに位置する田、900㎡です。

譲受人は、現在借地にてプレス加工業を営んでおり、今回申請地を弟の妻より借り受け、プレス加工業の工場敷地として整備したいというもの。譲渡人は、夫の兄である譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地と判断するため、許可相当ではないのですが、目的がプレス加工工場ということで、ごみ焼却場、下水糞尿等処理場、金属製品の加工施設工場の施設に該当し、騒音等のため市街地の居住性を悪化させるおそれがあり、市街地での設置が困難または不適当施設ということで、許可相当と考えます。

11番の案件で位置図は19ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は戸田地内、戸田転作技術促進センターの南西80mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、35㎡です。

使用借人は、申請地の隣地にて土地家屋調査士業を営んでおり、申請地を借り受け、駐車場として利用したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

2月13日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日より30年間としています。

最後に12番の案件は位置図が20ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は武芸川町谷口地内、武芸小学校の東190mほどに位置する畑、44

6 m²です。

賃借人は、印刷製本、広告出版業等を営んでおり、申請地を借り受け、太陽光発電設備用地として整備したいというもの。賃貸人は、農業経営が困難になってきたため、賃借人の申し出に応じ貸し付けるといふものです。

2月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの4件、賃貸借権の設定に関するもの2件、計12件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。
- 2番（早川誠一君） 所用で確認出来なかったため、1番の早川英雄委員に依頼しました。
- 1番（早川英雄君） 1番について異議ありません。
- 3番（佐藤久雄君） 2番について異議ありません。
- 4番（早川清治君） 3番について異議ありません。
- 7番（清水宗夫君） 4番について異議ありません。
- 10番（後藤利彦君） 5番について異議ありません。
- 12番（八木豊明君） 6番、7番について異議ありません。
- 14番（村井由和君） 8番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 担当委員より9番、10番について異議なしと伺っております。
- 18番（篠田泰道君） 11番について異議ありません。
- 28番（藤川 勝君） 12番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- 18番（篠田泰道君） 担当の11番の案件についてですが、先月2日に書士の方がいらして説明を受けて押印したわけですが、その時の面積と議案の面積と違います。議案が送付されてきた時に違いに気が付き事務局に連絡したところ登記簿の面積に合致しましたとの返答でした。担当といたしましては、もし押印した際と状況が大きく変わるようでしたら事前にお知らせしていただけるとありがたいです。
- 事務局課長補佐（長尾成広君） 以後連絡させていただきます。
- 議長（佐藤善一君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の12件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に議案第4号農地の買受適格証明に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○ 事務局課長補佐（長尾成広君） 民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は9ページになります。

1番の案件は位置図が21ページになります。

申請地は、東本郷地内、中濃厚生病院の南東600mほどに位置する農振農用地である田、20

8 3 m²です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成27年4月7日から4月14日までです。

2月13日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しております。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○30番（永井博光君）本日の3条1番の案件で、使用貸人の理由が農業経営が困難となっていますが、こちらでは農業経営の拡大ということで申請されています。つじつまが合わないのではないのでしょうか。

○2番（早川誠一君）3条1番の担当委員ですので説明させていただきます。まず、3条申請におきまして一番の当事者は使用借人であり3条2番の案件が元になります。申請人がこの真ん中の申請地を購入するためには下限面積が5反ないといけません。そのために、3000 m²借りるというのが背景にございます。購入予定の奥の田が沼地のようにありますし、この土地が動いて活用されるのならそれも重要なのではないかと考えました。

確かに使用貸人が不動産業者の社長であることや、様々な背景を考えると微妙なところではありますが、土地利用が困難だと推測される土地が活用されるのであれば許可してもよいと判断しました。

○事務局課長補佐（長尾成広君）永井委員がご指摘されたとおり、普通に考えたらおかしい状況であると思われます。事務局でも事前に色々と協議しまして、農業会議にも相談しました。その結果、現状の法律では不許可にする理由がないとのことになりました。実際に、買受申請人が所有している土地は本人ではなく別の人が農業をしており、申請人自らが農業経営をする気がないのではないかと考えてしまいます。しかし、それが不許可相当の理由にはならないということです。

○議長（佐藤善一君）他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の1件について原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は10ページになります。

賃貸借権の設定に関するもの7筆、3件、使用貸借権の設定に関するものについて11筆、5件、新規18筆の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が20127 m²です。

地区は、武芸川町高野、跡部、谷口、広見、西田原、下有知の6地区です。

設定を受ける方は、せき西アグリほか3件です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号の1件について原案のとおり許可することといたします。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回2件の届出があります。議案は12ページになります。

番号1の案件は賃借人がむげがわ農産です。

武芸川町谷口地内の田4筆、512㎡です。

合意解約日は、平成27年1月28日です。

番号2の案件は賃借人が武藤 和子です。

武芸川町宇跡部地内の田、727㎡です。

合意解約日は、平成27年2月12日です。

番号1の案件につきましては、昨年11月25日の総会にて利用権設定の承認をいただきましたが、農地法3条第1項第6号では、農地又は採草放牧地につき、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行うものがその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合は、許可することができないとあり、それに準ずる利用権設定も、権利が複雑になるため好ましくないとあります。つまり、民法では、612条でまた貸しする場合には、所有者の承諾があればいいことになっていますが、農地法では、農地の転貸、また貸しは禁止ということになります。

そのため、花村実さんは、農業者年金の経営委譲をするために、息子の正俊さんに3条の使用貸借契約を結び、貸し出しており、11月25日の総会では、その正俊さんから、むげがわ農産に利用権設定の賃貸借契約をしましたので、これが転貸、また貸しにあたるため、今回12ページの1番の合意解約と実さんと正俊さんの3条使用貸借契約の解除（使用貸借は報告義務なし）が1月28日になされ、11ページの6番の花村実さんから、むげがわ農産への賃貸借契約になったということになりますので説明、報告させていただきます。

○議長（佐藤善一君）以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について何かございますか。

○23番（土屋尊史君）始末書の件で意見します。私が1期目の時に、無断で埋め立てをしていたためその申請に関しては市から指導するように依頼していた案件がありましたが、事務局としてはきちんとそれを指導して農地に復旧させてきたのでしょうか。事務局が口頭注意だけで済ませてきたのでしょうか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）

埋め立てられてしまったものに関して現況復旧というのは産廃関係や他の法律にもふれるような案件でしか行っておりません。事務局の対応といたしましても、もし農地転用未許可の土地での工事を発見しましたら即座に中止するよう指導しております。完全に埋め立てられてしまっているものに関して、現在農地法では現況に復旧させるほどの拘束力はありません。農転違反に関しては許可権者が対応することになっていますので、関市としては指導することもしていませ

ん。

昨年のを挙げますと、始末書添付のいわゆる追認案件は4割にものぼります。
農業委員さん方にも、地元で埋め立てを発見しましたら、転用許可がとってあるか気にしていただき、確認していただけると未然に防ぐことになりますのでありがたいです。

○23番（土屋尊史君）わかりました。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それではその他につきまして、事務局からお知らせします。次回の総会は4月8日午前10時から洞戸ふれあいセンター多目的ホールでの開催です。

板取・武芸川については各事務所の職員が運転して同行しますし、旧関から東の地域の方は関市役所から9時15分にバスがでますので9時10分集合をお願いします。通常通り10時から総会を始めますが、その後、旧丹波きこの園の場所に寄りたいと考えています。

また、今後の主な行事予定は、3月17日が転用申請等受付締切日、3月18日が転用申請等現地確認日、3月27日が農業会議答申日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午前12時00分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野1665番地

印

17番 関市山田605番地

印

18番 関市側島567番地1

印